

新型コロナウイルス感染症への対応について

【県教育委員会の主な対応状況】

- 2月28日 3月4日からの一斉臨時休業を決定
※部活動についても休止する。
- 3月19日 同日からの部活動再開を決定
※感染予防対策に十分留意の上、可能な限り短時間で実施する。
当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。
- 3月24日 新学期から例年どおりのスケジュールにより、学校を再開することを決定
※部活動については、感染が拡大していない地域での活動や近隣校との試合などは、感染症対策を徹底した上で実施可能とする。
- 4月3日 学校の再開時期について、各市町が域内の感染状況を踏まえ、運用を変更することが可能である旨通知
松山市が域内の小・中学校の学校再開の延期を決定したことから
・県立松山西中等教育学校（前期課程）について、4月9日から2週間程度の臨時休業とすることを決定
・松山市内及び近隣の県立特別支援学校（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）について、始業式・入学式の翌日から2週間の臨時休業とすることを決定
- 4月4日 内子高等学校教諭の感染を受け、内子高等学校の学校再開を4月20日まで延期することを決定
※感染拡大地域からの帰県後の行動等、感染症対策の一層の徹底について通知
- 4月6日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校の部活動については、4月6日から2週間程度休止
- 4月7日 「県立学校の再開についての知事メッセージ」及び「愛媛県教育委員会による県立学校の再開等に関する考え方について」、県、教育委員会及び学校のホームページに掲載するとともに、4月8日の入学式・始業式に際して、全児童生徒の保護者に配布
- 4月8日 内子高等学校の部活動における生徒の感染事例の発生を受け、県立学校の部活動を4月8日から2週間程度停止することを決定
- 4月9日 自宅待機に係る児童生徒等への適切な対応について通知
※保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、生徒の自宅待機を勧めるという事案が発生したことを受けた対応
- 4月10日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校については、4月13日から当面2週間程度、再度の臨時休業とすることを決定
- 4月13日 松山市の感染事例発生に伴い、中予地域3市3町の県立学校については、4月14日から5月6日まで、再度の臨時休業とすることを決定
※既に臨時休業としている同地域の6校についても期間を5月6日まで延長
県立学校の部活動停止期間も5月6日まで延長することを決定

- 4月17日 国の「緊急事態宣言の対象地域を全国へ拡大する措置」を受け、臨時休業の地域を東予地域・南予地域にも拡大し、全ての県立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定
※県内の感染状況に変化はないが、県民の不安に対する配慮や、「人の移動を最小化する」という宣言対象地域拡大の目的を全国と共有するための措置
- 4月25日 県教委と県内CATV局9社が連携し、「新入生学習サポート」動画の配信を開始
- 4月28日 学校の再開時期を5月11日まで延期することを決定
※緊急事態宣言の解除についての国の方針が不明であり、児童生徒や保護者の登校準備、学校現場の再開準備を円滑に行うための措置
- 4月29日 「9月からの入学問題」等について、知事の意見書を全国知事会会長に提出
- 5月7日 県立学校臨時校長会を開催し、学校再開等について協議
※「再開」か「再開延長」かの2択では双方の意見があったが、「段階的再開」を加えた3択では、全学校長が「再開」を希望
- 5月8日 学校教育活動の段階的再開に向けた取組を開始することを決定
・5月11日から可能な限りの感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を開始する。
・5月25日から、県内一斉に全校での完全再開を目指す。
家庭学習支援を強化するため、ICTを活用した双方向通信環境の緊急整備を実施する。
- 5月14日 松山市内医療機関における集団感染に伴い、関係者が濃厚接触者とされた伊予農業高等学校については、5月14日から2日間、分散登校を一時休止
- 5月18日 ・伊予農業高等学校関係者の陰性を受け、5月18日から同校の分散登校を再開
・県立学校関係者に感染者又は濃厚接触者がいないことが判明し、県立学校における感染拡大リスクがなくなったことから、全校で分散登校を継続
- 5月21日 感染状況等から判断し、5月25日から県内一斉に全校で完全再開することを決定
- 5月25日 県内一斉に全校で完全再開
・学校内での感染防止対策の徹底や感染回避行動の定着に努める。
・当面、時差通学を継続するとともに、特別支援学校のスクールバスを増便
・部活動については、完全再開に合わせて解禁
(3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合せ、段階的に制限緩和)
・授業日等の補充は、夏季休業等の短縮を基本に、土曜授業、平日7時間目、学校行事の精選等で対応
- 11月19日 新居浜西高等学校教職員の感染を受け、新居浜西高等学校及び新居浜特別支援学校川西分校については、11月19日から臨時休業
- 11月20日 本県が11月20日、「感染縮小期」から「感染警戒期」に移行したことを踏まえ、県立学校における感染症対策の強化について通知
・学校での感染回避行動の一層の徹底
・部活動及び実習等教育活動の制限強化

- 11月23日 松山市内の公立学校における集団感染（クラスター）発生に伴い、感染症対策の一層の徹底について通知
※家庭内での感染予防や、学校外での友人との交流の在り方等について注意喚起
- 11月24日 新居浜西高等学校教職員に濃厚接触者及び接触者がいないことが判明したことから、11月24日から新居浜西高等学校及び新居浜特別支援学校川西分校を再開